

小笠原村商工会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原村商工会	平成29年5月12日	平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)及び平成28年度(平成28.4.1～平成29.3.31)の補助対象事業
局	産業労働局	平成29年4月27日	

2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立	
主な沿革	昭和59年1月 法人設立	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究 	
所在地	東京都小笠原村父島字東町	
組織・人員	会員185名で組織され、役員14名（会長1名、副会長1名、理事10名、監事2名、全て非常勤） 事務局職員3名	
都との関係	補助金（表1） （産業労働局）	2,121万余円（平成27年度交付額） 2,119万余円（平成28年度交付額）

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助対象経費の10/10以内)	21,148	21,213	21,197

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、小笠原村商工会（以下「商工会」という。）の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
平成27年度	169	118	8	8	8	205
平成28年度	115	119	4	9	11	195

(イ) 地域活性化事業

事業内訳
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	16,129	16,936	15,649
経営改善普及事業（地域活性化事業）	10,667	10,705	10,804